# 第7回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時 : 平成 22 年 12 月 13 日 (月) 午後 1 時 30 分~午後 4 時 00 分

2. 場所 : 鳥取市役所 4 階第 2 会議室

3. 出席者

会 長:池原範雄 副会長:池本道子

委員:池沢知一委員、坂根政代委員、薛幸夫委員、田中佳代子委員、森田孝明委員、

浅井隆夫委員、今度珠美委員、加賀田さゆり委員、一盛真委員、

松井満洲男委員、林田廸子委員、徳本秀雄委員

(欠席委員:高橋淳委員)

事務局:人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課政策推進係主幹、 人権推進課啓発·相談係長、

### 4.会議事項

- 開会
- ・あいさつ
- 審議

議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

### • 事務局

時間となりましたので、これから始めさせていただきたいと思います。会長よりご挨拶をお 願いいたします。

#### (会長)

いよいよ年の瀬も迫り、多忙極まる中、御出席ありがとうございます。昨年11月12日に本審議会へ市長からの諮問を受け、委員の皆様には、慎重審議していただいているところです。前回10月1日の審議会では、改正案の中間取りまとめをおこなったところです。審議会での中間とりまとめを受けて、執行部では、11月にパブリックコメントを実施されました。本日は、パブリックコメントの結果を受けまして、再度、条例改正(案)の審議を皆さんでしていただき、できれば、本日で条例改正の方向について確認を行い、改正案の最終取りまとめを行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## (C委員)

中間とりまとめを受けてパブコメして、審議を進めていくにあたり、事務局からたたき台を出 してもらっていますが、位置づけとして、審議を効率的に進めて行くためのたたき台という扱い でよろしいか。

### (事務局)

C委員が言われたように、事前に送付させていただいたのは、効率的に進めるためです。パブリックコメントの意見に対する考え方(案)は、本市の考え方ということでみなさんの審議資料

として出させていただいたものとしてご理解いただきたい。

(C委員) 了解しました。

(会長) まず、事務局から資料の説明をしてください。

~事務局説明(市民政策コメントで提出された意見及び意見に対する考え方)~

## (事務局)

昨年から長期間にわたり御審議いただき感謝しております。市民政策コメントの結果、市民 124人の方から、延べ354件の意見をいただきました。意見の内容の整理をし、21件の内 容に集約できました。それに基づき本日の資料を作成しました。

条例改正案をお配りしていますが、色づけした部分が市民政策コメントに関連した部分です。 資料:「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」改正(案)に対する市民政 策コメントで提出された意見及び意見に対する考え方(案)を説明

(会長) 質疑に入ります。

## (F委員)

1項目ずつ確認する作業をやっていただきたい。意見に対する考え方(案)ですが、今のところ(案)ですが、ホームページにこれを載せたいと思うということですが、C委員が言われたのですが、あくまでも参考資料ですか、今日の議論を経て反映されてホームページに載るということですか。確認したいです。

# (事務局)

パブリックコメントに対する本市の考え方なので、基本的には変わらないというふうに考えています。 審議の参考にしていただきたいと思います。

(F委員)審議の結果、違うものが出された場合どのような扱いになるのですか。

(事務局) 決裁を取る際に執行部で検討したいと思います。

#### (F委員)

これは市の意見だということがあり、審議会の意見がわかれたらどうなるか。市民にはわからないのではないですか。審議会の答申に関わる意見を尊重するという事ですが、市が言っていることと、今のやり方が違うのではないかと思うのですが。

#### (事務局)

市民の意見を聴いてから答申をしたいという意見を尊重したものです。それで中間とりまとめ としています。審議会としては反映してもらいたいが、市の考え方をお示しし、参考としてもら いたいということです。

## (F委員)

公表の仕方はどうかと確認したいのです。今日の議論を経てから考えるわけですね。

(会長) 審議会での意見が重要と考えています。

# (事務局)

あくまで中間答申に基づいて市民の意見を聞いたということです。これを踏まえて市としては、 こう考えたというものである。市はこう考えているが、審議会としてはこうだというのを決めて もらい、答申していただければと思います。意見の内容を審議するものでなく、パブリックコメ ントの内容を踏まえ、答申を考えていただけたらいいと思うのですが。

(会長) そのような考えでいいと思う。

(A委員)できれば、まとめる以前のものを表記してもらったほうが、よかったのですが。

(事務局) これが、全部です。まとまったものがたくさんあるのです。

(A委員) これがあった方が審議会としては参考になる。

### (事務局)

8番に114人というのがあり、これはほとんど同じ内容の意見でした。ですから、一本にまとめているのです。文面は同一だと考えていただいて結構です。

(会長) それでは質問意見を。項目ごとにいきましょう。

○前文について

(委員) いいと思います。

○目的について

(会長) これもご了承いただけますか。

(委員) いいと思います。

○市の責務について

# (F委員)

このパブリックコメントの意見の5番で、市の責務に関連する意見だと思います。

学校教育、社会教育の充実を明記すべき、第5条の第2項第2号に位置付けているということを説明している理解でいいのでしょうか。しかし、ここではそれが読み取りにくいと思う。私は第5条第2項第2号に「人権教育の推進及び人権意識の高揚を図るための施策に関すること」というふうに人権教育を推進すると位置づけて提案したい。

## (事務局)

参考として、この第5条第2項では、人権意識の高揚を図るための施策の中には、人権教育、 人権啓発を含んでいると考えています。

## (C委員)

含まれているという事だが、この文面ではわからない。平成19年に策定された人権施策基本 方針を4ページのところを念頭においているのか。これではわかりにくい。含まれているのは曖昧で根拠がない。F委員の案に賛成です。

(M委員) 賛成です。

(事務局) もう一度お願いします。

(F委員)「人権教育の推進及び人権意識の高揚に図る施策を推進すること」です。

# (H委員)

人権教育について特別にあげることは必要だと思うが、そのことによって他の分野への取り組みがおろそかになっているという面があったのではと思っています。全般で人権に関わる視点に立ってはどうか。

# (F委員)

やり方の問題をH委員は言っている。人間の尊厳を守るために必要な教育と位置付けている。

鳥取市の条例の一番の基になるものだから、そこに位置付けるべきだと思う。

### (H委員)

人権教育をあげることが、差別の解消につながると思っているわけでしょうか。

(F委員) 一番基になると思う、つなげていくものだと思っています。

# (B委員)

人権教育は、学校教育と社会教育とがある。はっきりしておいた方がいいと思う。意識の高揚ではふわっとしている。人権教育といれた方がよい。

### (N委員)

事務局の説明を聞いたらわかるが、この文面だけだと読み取れないので、きちんとそれを明記 しておいた方がいいと思います。

(会長) みなさんからご理解いただいたようです。そのように変更することとします。

## (A委員)

人権教育と明記するのはいいと思います。H委員さんが言うことと矛盾しない。どういうやり方をするのか。特定の領域に陥ってしまわないよう、きちっと位置付けていくという意味では必要だと思う。条例の中に人権教育の推進というのはいい。人権意識の高揚は違和感があります。何をもって高揚というのか、あいまいで、情緒的すぎる。単純に人権教育の推進というのがいいのではないかと思います。中身は若干の意見の違いがあるが、条例の範疇ではいいのではないか。

### (田委員)

意識の高揚とか、個人の意識に関するやり方の問題になってくる。

(A委員) 意識の高揚を外し、人権教育の推進となるのは別に問題ない。

(会長) 人権教育の推進でいいですか。

## (F委員)

やっぱり人権教育の推進はやらなければならないので、位置付けるべきだと思います。

### (G委員)

人権教育というものは抜けたものがあるのでは、人権を尊重する社会づくり、何でも頭に「人権」が出てきて、教育委員会でも、ひとりひとりの子どもが輝く人権教育の推進。学校では全部載っていてカリキュラムがある。社会ではカリキュラムがない。全部人権人権と言って曖昧になっていないか。指針が必要。マイペースに考えていくのでなく、差別、偏見を大事にしてやはり、人権教育というものをとらえるような文言は必要だと思います。

## (C委員)

教育の推進が入ったために、なぜ高揚があるとおかしいとなるのですか、2つあってもいいのではないでしょうか。

### ( ] 委員)

おかしいのではなく、表現が情緒的で、具体的ではないという事ではないのでしょうか。

人権意識の高揚という表現は情緒的であるのですが、啓発という意味合いもあると思う。人権 意識の高揚を図るための教育という表現でもいいのではないかと思います。

## (C委員)

コメントにある気持ちというのは社会教育の分野だけでなく、学校教育についても強調したい ということで、出ているのではないでしょうか。私はそう思う。学校教育の分野と社会教育の分 野と2つあってもよい。

(会長) 市の見解は。

### (事務局)

高揚を図るための取り組みは人権教育・人権啓発とある。これがわかるかたちであればいいのではないかと思います。

### (G委員)

学校の人権教育ではどのようなことをしているかというと、生徒が保育園などに行って、赤ちゃんを抱っこして、人間のふれあい われわれの時代と角度がちがう。社会教育では何をしたらいいのか。同和教育の場合はこれが一貫していた。人権教育の推進は何をすることかわかることにした方がよい。

## (F委員)

今、G委員が言われましたけど、それは、現場でのさまざまな課題や、迷いや、葛藤がありながらの意見と推察されるが、そういうことを含めて、人は何を大切にされるのか、世界人権宣言に謳われるような保障ができるような手立てを組むということが人権教育そのもので、G委員の言われることはその中に含まれています。この条例ではそのようなくくりでしっかり提起をすると、しかし、人権においての課題は、日常的な誰を対象になってどのような課題があるか何をするのかということが問題解決の糸口になりますので、別の課題という事で、ここは人権課題としていいのではないでしょうか。

### (D委員)

ここで言っているのは、対象とするのを学校教育・社会教育と明記すべきだという意見であって、教育の場所を学校教育、社会教育と明記すべきということではないでしょうか。

学校教育、社会教育を充実すべきという事だと思います。

( J委員) それをまとめて人権教育としてはいけないのでしょうか。

### (D委員)

この意見に沿うような答えになるでしょうか。この方は学校教育というのを意識しているよう に思います。

#### (A委員)

我々がどうとらえるかだと思います。この方の意見を踏まえて、学校教育、社会教育における 人権教育の推進を図ることとすればまとまるのではないでしょうか。

# (N委員)

意識の高揚を図ることだけではぼやっとしており、どうやって図るのかということを提案されたかったのだと解釈しました。

### (C委員)

社会教育の分野で、教育ということは適切なのかという気がします。子どもに対する教育と意 識啓発を同次元で考えていいのでしょうか。

## (M委員)

むしろ、現在の社会状況においては、社会教育が重要と考えます。大人が理解していくことは本当に難しいと考えています。条例が立派であっても、救済に力をいれていただきたい。人権侵害を具体的に分かっていない人がたくさんいるので、理解してもらうのは本当に難しいと思います。市長さん自身は一度も顔を出されたことがありません。市長自身の意気込みが聞きたかったです。パブリックコメントも全戸配布ではなくて、個人ですよね。パブコメの実施も市報に載せるだけでは、目に触れる機会がないので。

## (会長)

2条はこういう方向でいいのでは。学校社会を分けずに人権教育というくくりでいいのでは。 (I委員)

人権意識の高揚というご意見があった。学校・社会を論じられている。基本方針がでたときに、 基本方針が、さらなる計画が立てられるわけですね。

## (事務局)

みなさんで議論していただいた中で、これまで出つくされているので、細かい内容は人権施策 基本方針についてやっているので、条例の中について、今は議論してください。こういうものが あれば次につながるというもので議論していただきたい。

# (D委員)

基本施策の中にも謳っているので、条例で基本的なことをいうのであれば、足りると思う。 (F委員)

第5条の所で、再度提案します。8の意見を読みながら、9にも通じることだと思いました。 第2項(2)「人権教育・啓発の推進に関する~」としてはどうかと提案します。学校・社会とい う表記はしないでもいいのではないでしょうか。

#### (事務局)

第5条第2項第2号は、「人権意識の高揚を図るための施策に関すること」を、「人権教育・啓発の推進に関すること」ということでよろしいか。

# (会長) 他の項目について

### (F委員)

第5条のところで、ここの8の意見ですが、最後の17・18以降の全般に絡んだ意見だと感じています。ここでは、条例が出されて、教育啓発だけに限らず、具体的に差別の実態があり、権利保障も十分ではないということに基づいて、人権が保障されていない実態があるということ。わたしたちがめざす社会は、人権保障も大きな取り組みだと思う。これを条例に明記すべきだと考えます。これは第2条第3項にとあるが、これは全体の問題だとおもう。私は、迷いもあるが「市長は、人権施策基本方針を具体化する実施計画・総合計画を策定する」とした方がいいのではないかと思います。

## (会長) この意見について

(D委員) 第9次総合計画で実施ではいけないか。

## (F委員)

人権保障をきちんとしていかないといけない。それらを 5 条の中には入れていかないといけない。

(会長) 今のは5条ですね。

(D委員) 8番だな。第9次総合計画で実施するというのではいけないか。

(F委員)なぜかというと、それぞれ実施計画が作られているのに、なぜ9次総なんだろう。

## (D委員)

それを言うなら、同和対策総合計画が基本方針、それに対する実施計画がぶらさがってくる。 基本計画もつくり、総合計画もつくりでは二重になるのでは。

### (C委員)

質問、人権施策の総合的かつ計画的、これがつまり19年度に作られた人権施策基本方針、これが総合的かつ計画的にというものになっているということでしょうか。

### (D委員)

基本方針そのものは根拠条例がないので、今度作られる条例に謳い込まないといけない。現在 あるものは何も謳っていない。

(会長) F委員さんの提案についてどうでしょう。

# (F委員)

先ほどのD委員は私の意見に賛成ですか。見直しの中に盛り込むべきだという意見と思えばいいのですか。条例に残すということになると、人権施策基本方針に、総合計画実施計画を策定することを入れるのがいいのか。

### (D委員)

総合計画というのがわからない。実施計画はわかるが。方針は方針だけになっているので、条例にもとづく基本方針というのであれば、実施計画を策定することがあってもいい。

(M委員) 実施しないと意味がない。

## (C委員)

人権施策の「総合的かつ計画的な」をとってしまって、「推進を図るため総合計画と実施計画を策定する。」としてはどうか。

### (会長)

いろいろありますが、活用する段階で考えていかねばなりません。実施計画が出てこなければ いけないと思います。今の方向でご理解いただければと思うが。

(M委員) 実施計画をそこまで持ってくると、事務局の方が頭をかかえるということか。

(会長) 今後、条例が定められてから計画になっていくということではないか。

(M委員) そこまでは、我々は権限はないということでしょうか。

(会長) ここではこれでお認めいただいて、今後の課題として。

(C委員) 施策を推進する、担保するために、総合計画・実施計画を入れておいたほうがよい。 (会長)

具体的な中身をということではなく、位置付けをというので議論している。そこまでといわれるが、それが入って初めて、実質化させる文言が入れられている。わたしたちも実質化させる意

味でもそういう言葉を入れた方がよい。

### (D委員)

総合計画に代わるものが、基本方針。条例に謳わないといけない、実施しないと意味ないこと だから、実施するにはさまざまな計画をしてやっていくのは総合計画にうたう。

# (F委員)

その項目に入ってもいいが、その項目にはない。理念もあります、でも単発的にあれやこれや するのではないですね。

### (C委員)

要するに条例の案でいくと、これはどうなっていくか、今後の行方を左右する重要なポイント。今後の担保を明確にしておいたほうがいい。

(会長) 中に明記した方がいいか。

(M委員) 賛成。

(会長) 事務局、明記してほしいという考えです。

## (事務局)

総合計画・実施計画をということですが、市の人権施策基本方針は、平成12年の法律に基づいて現在作っているものだ。条例に位置付けるという意味は、人権施策基本方針が強力になると思う。人権施策を総合的・計画的にやっていく。市の総合計画の中で実施していこうという考え方です。条例については、人権施策基本方針を入れていただいたほうがよい。

### (M委員)

基本方針が定められて、今後の取り組みについての計画が見られるのでいいのか。ここに示される基本方針は、明確に示すか示さないかで整理したらいいのではないか。

(会長) おおかたのみなさんの意見だったと思う。

#### (F委員)

私は、人権施策基本方針の見直しをしていかなければならないと思います。この審議会では関わらないかもしれませんが、今日、話したことが、人権施策基本方針にきちんと提案されるのか、これは審議会答申のことがしっかり申し送られるか。現状や課題が明確にならないと、そういったものがスケジュール化されているかが、未知数で。だからこそ、ここにきちんと明記した方が明確になるのではと思います。

#### (事務局)

今回条例に位置付けるのが、重要な意味があると思う。基本方針の見直しは当然しなければならないと考えています。

(E委員) 明確にした方がいいと思います。

### (C委員)

9番のコメント、実態把握について、個別の実態把握を計画的に、ここをもう少し具体的に表現するために、条例案の3項で、効果的に推進するため、「各分野の必要に応じて」と分野を明確にしておいたらどうか。個別課題について実態を把握するのは大切なこと。

(M委員) 賛成。

## (A委員)

気になるのは、各分野をどなたが決めるのか、新しく出てきた問題をどうやって決めるのか、 審議会の意見を聴き決めるのか、市長が決めるのでは実効性がない。審議会の意見を参考にして 実態把握としたらいいのではないでしょうか。

(J委員)必要に応じて、各分野からではなく、どういう必要性がでてくるかわからないので。 (会長)市長というのは、不明確ですか。

( J 委員) やはりここに込めるべきだと思います。

(A委員) ここに審議会の意見を込めて、協議会をつくってほしい。

### (D委員)

必要に応じてとしてあるので、具体的にあげなくてもよいのではないか。条例としては、細かくしない方がよい。社会情勢で、必要に応じてというのでいいのではないか。

### (A委員)

市長は人権施策を効果的に推進するために審議会の意見を参考にし、各分野の実態把握に努めるものとする。

(D委員) 言わなくてもいいのではないか。

(A委員)協議会の位置づけが弱い。きちんと機能するために。

## (C委員)

せっかくコメントが出ていて、必要の範囲がどこらへんになるのか、コメントにでているのが、 各分野のどこが実態把握をされるのかどうか その意見を大事にした方がいいのでは。明確にしておいた方がいいのではと思った。

(A委員) 各分野の、必要に応じて、どちらを先にするのがよいか。

(C委員)場所はこだわりません。

(会長)事務局に任せましょうか。

( ] 委員) でも会長、結論を出さないと事務局も困るのでは。

(F委員)協議会は削除で。

( J 委員) ああそうですか。

(A委員)第6条の協議会を定例化することが必要です。今までは諮問がなければ召集しなかったが、意見を聴けるようにしていただきたい。開店休業になるのが心配です。何が課題になっているのか浮き彫りになってくると思う。意見としては最低1回と言っているが、そうなっていない。ここをやっぱりしっかりと正確にしたほうがいいのではないか。

(会長) 事務局は随時という考えですか。

# (事務局)

設置するということですので、これは設置して、今までは市長が諮問しないと召集できなかったが、今度から定期的にできる。報告事項や情報提供でも開催できる。ですから、現行条例よりも、意見を多く聞かせていただく機会を持てると思う。年1回の限定ではない。必要に応じては数回もある。

## (A委員)

行政がやったときは、開く。最低2回とか、定期は2年に1回か、3年に1回かわからん。定期的より踏み込んでいただいた方がうれしいのですが。もう一歩なんとかならないか。

## (事務局)

A委員さんのおっしゃるようにできるだけ開催するように努力したい。今、何回というのは申 し上げにくい。

(I委員) 男女共同参画審議会は年2回開催しています。

(事務局)条例に回数を謳うのはどうかと思います。

(D委員)条例に謳いにくいのでは、内規で引き継ぐとか。

(会長) ここは研究してみてください。

# (F委員)

パブコメ13番・14番について、内規を作ることは賛成です。条例案のとおりでいいと思うが、定例的というのはどういうことか。協議会が具体的に何をするかをきっちり決めた方が。被差別当事者団体の代表というところ、考え方のとおりでいいが、審議会で、確認されたということにしておきたい。15番、公聴会でいい。今回わずか124人の意見ですよ。これで市民の意見を反映したといえるのか。これからは人権施策の推進をどうしていくかで多くの市民の意見を聴くことができる公聴会はいいと思う。協議会は必要に応じて公聴会を開きとしてはどうか。

## (委員) 賛成。

# (N委員)

人権施策基本方針の改定の前に、一番新しいデータ、平成17年の調査でこれからのことを全て決めるのはどうか。市民アンケートはとても大変で、最新のデータはとるのか聞いてみたい。 (事務局)

意識調査については、10年スパンで平成27年に実施する考えです。市としては。県では意 識調査を実施するので、それも参考にしていきたいと思っています。

(N委員) わかりました。

### (F委員)

ただ私自身もこの調査が新しいか古いか、これ以外にもさまざまなところに、研修などに出向いてアンケート取っていると思うので、それを参考に。

19番(3)①の問いで、「どのような差別が存在しているのか。」という意見に対し実態の回答を出している。(2)の「差別のないとは」に対しては、「一人一人が互いの人権を尊重し認め合う人間関係が構築された状態」と回答し、市民の関係性のみを述べている。不合理な差別の実態が」あり、人権が完全に保障されていない実態がある。市の責務としては、人権啓発しか書かれていないのはなぜなのか。啓発だけでは実態の改善はなされない。これは感想。21番の考え方で、「今回の条例改正についても」とあるが、「については」か「についても」で、意見を出している人と感想がちがうのでは。回答がずれている。

(C委員) 今回は尊重しますとして欲しい。

# ( ] 委員)

この10年ごとのスパンはあまりにも長いです。5年でも大きく違ってきています。おそらく

10年後は今も想像つかないような人権侵害がでてきている。それほど大規模でなくても、きめ細やかな実態把握をしていかないと、新たな課題に向き合えない。

### (F委員)

答申ですが、今日の最終とりまとめで、どのような条文になるのかを委員に示してほしい。

## (事務局)

今日まとめた意見をみなさんにお送りし、ご了解をいただくこととさせていただきます。その あとで会長、副会長で市長に答申していただく。

(D委員) 会長名で答申するわけですから、最終は会長判断で。

(会長) 何かあれば。

# (事務局)

最終確認をさせていただくのに、会長・副会長に見ていただき、その後、各委員に送らせていただき、これを踏まえて答申の段取りとさせていただきたい。

(事務局)修正箇所を確認。

前文、第1条~4条 修正なし。

第5条第2項第2号を、「人権教育・啓発の推進に関すること」と修正する。

第5条に、総合計画・実施計画の策定を明記する。

第5条第3項の実態調査について、「市長は人権施策を効果的に推進するため、<u>各分野の</u>実態把握に努めるものとする。」と「各分野の」を加入する。

第6条に4項として「協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。」を加入する。

その他、協議会の内規として、年2回以上の開催とする。

以上でよろしいか。

(委員) 異議なし。